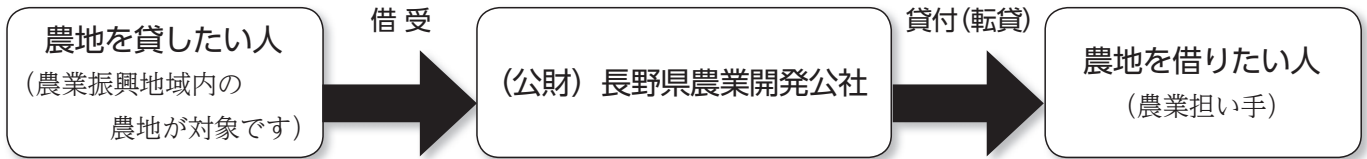


I 農地を貸したい方ご相談ください！ (農地中間管理事業)

当社は農地を貸したい方から農地をお借りし、農業の担い手にお貸しする「農地中間管理事業」をしています。



農地を貸したい人は

- ①市町村の農地中間管理事業の窓口※1までご相談ください。
 - ②地域の担い手の規模拡大または分散錯圃の解消につながるかなどを検討し、農地の借り上げ期間や料金などをご相談いたします。
 - ③借受希望者に集積するうえで必要な場合は条件整備を実施することができます。
- (注) 農地として利用することが困難である農地など

農地を借りたい人は

- ①公社が地域を定めて借受希望者の公募を行います。(必須) 応募者の内容を整理し、公社ホームページで公表いたします。
 - ②公社の貸付先決定ルールに沿って、応募者の中から農地の利用者を定めた農用地利用配分計画書の原案を作成します。
- (注) 農地の貸付ルールに沿って公平な貸付を行います。

- 農地のある市町村農政担当課※1や最寄りの公社※2で相談に応じています。
- 贈与税や相続税の納税猶予農地は猶予が継続されます。
- 農業者年金受給農地も支給停止になりません。

II 農地の売買なら任せて安心！ (農地売買支援事業)

売買のメリット……譲渡所得が800万円まで特別控除されます。

農地を貸したい人は…

税制の特例が受けられます

計算例	通常の売買	公社活用の売買
農地売却代金	800万円	800万円
取得費+譲渡費用	40万円	40万円
特別控除額	0万円	800万円
課税所得額	760万円	0万円
税金 (20%)	152万円	0万円

(注) 農業開発公社が売買する農地は、農業振興地域の農用地区域が対象となります。
農地の売買については、別途公社手数料がかかります。

農地を借りたい人は…

税制の特例が受けられます

- ・登録免許税
15/1,000が10/1,000に軽減されます。
- ・不動産取得税の軽減
取得した土地評価額の1/3相当額が控除されて課税されます。
- ・低利の制度資金の融資対象になります。

お問合せ先 ※1 立科町役場農林課・立科町農業委員会 電話 0267-88-8408 (立科町役場農林課直通)
※2 長野県農業開発公社東信支所: 佐久市跡部65-1 (佐久地域振興局内) 電話 0267-63-3111